

○ 共済事業向けの総合的な監督指針（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 経営第 7481 号経営局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 監督事務の流れ</p> <p>III-1-3 災害における金融に関する措置</p> <p>III-1-3-1 災害地における金融上の措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務<u>休止</u>等における対応に関する措置 組合において、業務<u>休止</u>等の措置を講じた場合、業務<u>休止</u>等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。</p> <p>III-1-3-2 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 4 条に基づき作成された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」により、国は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「巨大地震警戒」という。)が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。 ただし、業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮</p>	<p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 監督事務の流れ</p> <p>III-1-3 災害における金融に関する措置</p> <p>III-1-3-1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務<u>停止</u>等における対応に関する措置 組合において、<u>共済事業に関する業務停止等</u>(以下「<u>業務停止等</u>」と いう。)の措置を講じた場合、業務<u>停止</u>等を行う店舗名等を、速やかに ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、<u>その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底する</u>よう要請する。</p> <p>III-1-3-2 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「巨大地震警戒」という。)が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、<u>共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮</u></p>

した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1) 事前避難対象地域（注1）内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

(注1) 「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。）に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定されている（注2、注3）。

(注2) 「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。

(注3) 「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている（注4）。

(注4) 「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。

員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1) 事前避難対象地域内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>① 住民事前避難対象地域内の対応</p> <p>ア <u>南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、業務休止の措置を講じる予定の店舗については、利用者に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により平時から予め周知することが望ましい。</u></p> <p>イ <u>業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、組合において、事業所の業務を休止するとともに、業務休止の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>ウ <u>休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>エ <u>巨大地震警戒に伴う避難指示が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</u></p> <p>オ <u>発災後の組合の応急措置については、事業所が業務を休止している間を除き、上記「III-1-3-1 災害地における金融上の措置」(1)・(2)に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>② 高齢者等事前避難対象地域内の対応</p> <p>ア <u>高齢者等事前避難対象地域内において、業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、組合が高齢者等事前避難対象地域内に所在する業務を休止する場合(注)には、</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>① 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、組合において、共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。</p> <p>② 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法として、組合において、業務停止等を行う店舗名等のポスターの店頭掲示、新聞やインターネットのホームページへの掲載等を要請する。</p> <p>③ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において共済事業に係る業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>④ その他</p> <p>ア <u>巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</u></p> <p>イ <u>発災後の組合の応急措置については、「III-1-3-1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

業務の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。

(注) 例えば、店舗における職員が要配慮者等に該当したり、要配慮者等の避難を補助するため職員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難の発令により業務継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。

イ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、組合において、事業所の業務を休止する場合には、当該組合が発災後の共済事業の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。

ウ 巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。

エ 発災後の組合の応急措置については、事業所が業務を休止している間を除き、上記「III-1-3-1 災害地における金融上の措置」(1)・(2)に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。

(2) 事前避難対象地域外(南海トラフ地震防災対策推進地域(注)内に限る。以下(2)において同じ。)に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

(注) 「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指す。当該「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」を指すものと規定されている。

南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、組合において、事前避難対象地域内の事業所が業務休止の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の事業所については、居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、原則として平常どおり業務を行うとともに、その旨をポ

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 事前避難対象地域外に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

組合において、事前避難対象地域内の本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所等が業務停止等の措置を採った場合であっても、当該業務停止等の措置を採った事前避難対象地域外の本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所等においては平常どおり業務を行うよう要請す

スターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に対して周知徹底するよう要請する。

る。

附 則（令和8年2月10日付け7経営第2408号経営局長通知）

（施行日）

本通知は、令和8年2月10日から施行する。